

議案第 29 号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例
かすみがうら市介護保険条例（平成 18 年条例第 3 号）の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号イ中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 8
号イ中「300 万円」を「320 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第 4 条の規定は、
令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分
の保険料については、なお従前の例による。